

ナンバープレートの交付は受けていますか？

平成30年8月から 高額療養費の上限額が変わります

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

申告 必要なものを持って市役所1階税務課窓口まで

※正当な理由なく申告をしなかった場合は、市税条例に基づき、10万円以下の過料が科せられます



小型特殊自動車をお持ちの人は
公道走行の有無に関わらず、所有している場合は、申告が必要です。また、小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の課税対象となります。軽自動車として申告し、ナンバープレート（課税標識）の交付を受けてください。

※軽自動車税や減価償却費は、確定申告などで収支計算の経費に算入できます

●軽自動車税の課税対象になる小型特殊自動車（乗用装置を有するもの）

区分	農耕作業用車	その他の特殊自動車
構造	農耕トラクター コンバイン 動力運搬車 田植機ほか	ショベル・ローダ ロード・ローラ フォークリフトほか
車両の大きさ	長さ	制限なし
	幅	制限なし
	高さ	制限なし
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km以下未満	時速 15km以下

※上記の範囲外であれば、大型特殊自動車に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象となります



●準備物

事項	申告に必要なもの
販売店から購入	印鑑、販売証明書
市内の人から譲渡	新・旧所有者の印鑑
市外の人から譲渡	印鑑、他市町の廃車証明書
廃棄・売却・市外の人に譲渡	印鑑、ナンバープレート



高額療養費って何？

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものにならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える分を払い戻す制度です。限度額は、加入者の所得に応じて決められます。

どこが変わるの？

平成30年8月診療分から、現役並み所得の人の限度額が、住民税課税所得に応じて3区分化され、外来限度額が廃止になります。

また、一般区分の人の外来限度額が1万4000円から1万8000円に引き上げられます。

■7月診療分まで

区分	限度額	
	外来（個人）	（世帯）
現役並み 住民税課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 +（医療費総額-267,000円）×1% （44,400円*）
一般 住民税課税所得 145万円未満	14,000円 （年間の上限 144,000円）	57,600円 （44,400円*）
低所得Ⅱ 住民税非課税		24,600円
低所得Ⅰ 住民税非課税 （所得が一定以下）	8,000円	15,000円

■8月診療分から

区分	限度額	
	外来（個人）	（世帯）
現役並みⅢ 住民税課税所得 690万円以上	252,600円 +（医療費総額-842,000円）×1% （140,100円*）	
現役並みⅡ 住民税課税所得 380万円以上	167,400円 +（医療費総額-558,000円）×1% （93,000円*）	
現役並みⅠ 住民税課税所得 145万円以上	80,100円 +（医療費総額-267,000円）×1% （44,400円*）	
一般 住民税課税所得 145万円未満	18,000円 （年間の上限 144,000円）	57,600円 （44,400円*）
低所得Ⅱ 住民税非課税		24,600円
低所得Ⅰ 住民税非課税 （所得が一定以下）	8,000円	15,000円

※過去12カ月間に同一世帯での支給が3回以上あった場合に、4回目以降の限度額が〈 〉内の金額に下がります

高額療養費に該当した場合はどうしたらいいの？

1カ月の医療費の自己負担額（※）が上記の限度額を超えた場合、市または県後期高齢者医療広域連合から、高額療養費の支給申請のお知らせと支給申請書を送付します。市役所1階市民福祉課2番窓口で申請をしてください。申請後、指定の口座に限度額を超えた分を振り込みます。

※医療費の自己負担額の中には、食事代や差額ベッド代などは含まれません

医療費が高額になりそうときは・・・

医療費の支払いが高額になりそうときは、限度額適用（標準負担額減額）認定証を医療機関などの窓口で提示すると、1つの医療機関などでの支払いが上記の限度額までとなります。

限度額適用（標準負担額減額）認定証の交付を希望する人は、市役所1階市民福祉課2番窓口で申請をしてください。